

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	310,250,000 円
売出金額	
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	54,750,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【募集の方法】

2025 年 10 月 24 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は 2025 年 10 月 15 日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	500,000	310,250,000	167,900,000
計(総発行株式)	500,000	310,250,000	167,900,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025 年9月 30 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 10 月 24 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(730 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 365,000,000 円となります。

6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

【募集の条件】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2025 年 10 月 27 日(月) 至 2025 年 10 月 30 日(木)	未定 (注)4.	2025 年 11 月 1 日(土)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025 年 10 月 15 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 10 月 24 日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025 年 10 月 15 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び 2025 年 10 月 24 日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025 年9月 30 日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025 年 10 月 24 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025 年 11 月4日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2025 年 10 月 17 日から 2025 年 10 月 23 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社 株式会社SBI証券 楽天証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都港区南青山二丁目6番21号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025 年 11 月 1 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	500,000	—

(注) 1. 2025 年 10 月 15 日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025 年 10 月 24 日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000 株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	75,000	54,750,000	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 みずほ証券株式会社 75,000 株
計(総売出株式)	—	75,000	54,750,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関して、当社は、2025 年 9 月 30 日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 75,000 株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(730 円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載】

1. 本スピンオフに伴う東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、みずほ証券株式会社を主幹事会社(以下「主幹事会社」という。)として、株式受渡期日(上場(売買開始)日)に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

現在、当社の発行済株式総数の全てをH a m e e が保有しており、2025 年 7 月 28 日に開催されたH a m e e の第 27 期定時株主総会において、本スピンオフが決議されたため、2025 年 10 月 31 日時点のH a m e e の株主に対してH a m e e 普通株式 1 株につき当社普通株式 1 株が交付される見込みです。本スピンオフ後、当社株主となる皆様の当社普通株式売買の機会を提供するために、当社は東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。また、本募集に係る株式の発行は、本スピンオフの効力が発生していることを条件としております。本スピンオフの概要については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況」をご参照下さい。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が、現在Hamee株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である樋口敦士(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025 年9月 30 日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 75,000 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)募集株式の種類及び数	当社普通株式 75,000 株
(2)募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)払込期日	2025 年 12 月 3 日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2025 年 10 月 15 日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2025 年 10 月 24 日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2025 年 11 月 4 日から 2025 年 11 月 28 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

441A：NE 株式会社

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社は、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人かつ現在H a m e e株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である樋口敦士、現在H a m e e株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である水島育大、A O I 株式会社及び北村和順、当社の新株予約権保有者かつ現在H a m e e株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である鈴木淳也、比護則良、北村京、富山幸弘、高木大輔、小高康幸、高橋洋平、日橋正義、三原信基、伊藤正訓、山川太郎及び峰拓也並びに当社の新株予約権保有者である小山直輝は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年5月2日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年9月30日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2023 年4月	2024 年4月	2025 年4月
売上高 (千円)	2, 536, 535	3, 768, 153	3, 925, 256
経常利益 (千円)	1, 063, 471	1, 588, 306	1, 524, 630
当期純利益 (千円)	537, 929	1, 032, 903	940, 109

441A：NE 株式会社

持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	4,000,000	4,000,000	4,000,000
純資産額	(千円)	2,016,692	2,887,596	3,517,705
総資産額	(千円)	2,896,448	3,690,947	4,224,399
1株当たり純資産額	(円)	504.17	180.46	219.84
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	40.50 (一)	77.50 (一)	70.00 (一)
1株当たり当期純利益	(円)	134.48	64.55	58.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	69.6	78.2	83.3
自己資本利益率	(%)	30.8	42.1	29.4
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	30.1	30.0	29.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	1,016,822	1,025,879
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△261,925	△420,515
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△162,000	△310,000
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	2,301,143	2,596,507
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	125 〔11〕	125 〔11〕	128 〔10〕

(注) 1. 当社は、2022年5月に設立され、同年8月1日付でH a m e e株式会社のプラットフォーム事業について会社吸収分割の方法により継承しているため、第1期（2023年4月期）は2022年8月1日から2023年4月30日までの9か月間となっております。

441A：NE 株式会社

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
6. 前事業年度(第2期)及び当事業年度(第3期)の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、監査を受けておりません。
7. 第1期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇 用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、1 年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
9. 2023 年3月 31 日付で株式1株につき 40,000 株の分割を行っております。
第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
10. 2025 年9月1日付で株式1株につき 4.00025025 株の分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年8月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2023 年4月	2024 年4月	2025 年4月
1株当たり純資産額 (円)	126.04	180.46	219.84
1株当たり当期純利益 (円)	33.62	64.55	58.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	10.12	19.37	17.50

【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) Hamee株式会社 (注) 2	神奈川県小田原市	598,524	モバイルアクセサリ等の 開発・製造・販売事業	被所有 (直接 100.0)	当社 SaaS の利用建物 賃借 (注) 3 役員の兼任 (注) 4

(注) 1. 「主要な事業の内容」には、代表的な商材を記載しております。

2. 有価証券報告書の提出会社であります。なお、本スピンオフにおいて、Hameeは保有する当社の全株式を現物配当(金銭以外の財産による配当)によりHamee株主に分配することを予定しているため、本スピンオフの分配実行日(2025年11月4日(火))においてHameeは当社の親会社ではなくなります。

3. 2024年10月31日付で建物賃貸借契約を解約しております。

4. 2024年7月25日付で兼任は解消しております。

【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
129[9]	35.0	5.9	6,412

セグメントの名称	従業員数(名)
ネクストエンジン事業	46[0]
コンサルティング事業	24[4]
ロカルコ事業	18[2]
その他	2[0]
全社(共通)	39[3]
合計	129[9]

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社設立後に入社した従業員以外は、Hameeへの入社日、Hameeコンサルティング株式会社への入社日を起算日として勤続年数を算出しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、全事業部に共通するビジネスサポート部門、デザイン部門、人事、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度						補足説明
管理職に占める 女性労働者 の割合(%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注)		労働者の男女の 賃金の差異(%) (注)			
	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
4. 8	—	—	—	—	—	

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものです。

2. 当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

【所有者別状況】

2025 年9月1日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	160,010	—	—	—	160,010	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(注) 1. 2025 年7月 24 日開催の定時株主総会決議により、1単元を 100 株とする単元株制度を採用しております。

2. 当社は、Hamee株式会社が実施する予定の 2025 年 11 月1日を効力発生日とするスピンオフにおける当社普通株式の交付比率(Hamee株式会社普通株式1株につき当社普通株式1株)を維持するために、2025 年8月 11 日以降 2025 年 10 月 27 日までにHamee株式会社に対して単元未満株式買取請求がなされた場合、当該買取請求がなされた同社普通株式と同数の当社普通株式を自己株式取得により同社から効力発生日の前々営業日である 2025 年 10 月 30 日に取得する予定であり、当該取得した自己株式は同日消却する予定です。この場合、当社の発行済株式総数は消却された株式数につき減少する予定です。

3. 2025 年 8 月 15 日開催の取締役会決議により、2025 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4.00025025 株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は 12,001,001 株増加し、16,001,001 株となっております。

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数の割合 (%)
Hamee株式会社 ※1	16,001,001	97.60
比護 則良 ※2	150,000 (150,000)	0.91 (0.91)
鈴木 淳也 ※3	50,000 (50,000)	0.30 (0.30)
— ※5	20,000 (20,000)	0.12 (0.12)
北村 京 ※4	15,000 (15,000)	0.09 (0.09)
— ※5	15,000 (15,000)	0.09 (0.09)
— ※5	15,000 (15,000)	0.09 (0.09)
— ※5	15,000 (15,000)	0.09 (0.09)
— ※5	15,000 (15,000)	0.09 (0.09)
— ※5	15,000 (15,000)	0.09 (0.09)

441A：NE 株式会社

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)
- 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
- 3 特別利害関係者等(当社代表取締役会長)
- 4 特別利害関係者等(当社常勤監査役)
- 5 当社従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 本書提出日時点の当社の株主の状況は上記の通りであります。本スピノフの実施時点では当社の株主構成は H a m e e の株主構成と全く同じものとなります。参考として、2025 年 4 月末時点における H a m e e の大株主は下記の通りです。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総 数に対する所有株式数の割合(%)
AOI 株式会社	5,312,000	33.30
樋口 敦士	2,533,400	15.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,042,700	6.54
北村 和順	473,700	2.97
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REP URCHASE AGREEMENT MOTHER FUND (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	320,000	2.01
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED ST OCK FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	278,053	1.74
STATE STREET BANK AND TRUST CO MPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240,000	1.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	213,342	1.34

441A : NE 株式会社

BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UF J 銀行)	202,808	1.27
株式会社SBI証券	195,137	1.22